

山口市カーボン・マイナス・シティ推進家庭用補助金

募集案内

1 事業の目的

温室効果ガスの排出削減を図り、カーボン・マイナス・シティ実現するため、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、山県市民の皆さまの家庭へ再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入を支援します。

2 補助対象となる事業

「補助対象設備」は下表に定めるものとなります。（山口市カーボン・マイナス・シティ推進補助金交付第2条）補助の対象となる経費は、下表の設備の購入費用及び当該設備の設置に係る工事費用です。（同要綱第3条）

補助対象設備	機器の要件
<①～⑤共通>	・商品化され、導入実績がある設備であること。 ・中古設備でないこと。 ・リース設備でないこと。
①太陽光発電設備	・増設、買い替え及び設備改修でないこと。
②蓄電池 (①と同時に設置する場合に限る。)	・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ・リチウムイオン蓄電池及びインバーター等の電力変換装置を備えていること。 ・155千円/kWh以下の蓄電池であること。 ・増設、買い替え及び設備改修でないこと。 ・定置用であること。 ・別記蓄電池の仕様（市HP参照）を満たすこと。
③HEMS (エネルギーマネジメントシステム) (①と同時に設置する場合に限る。)	・次の（ア）又は（イ）のいずれかを満たすこと。 （ア）平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量、計測を行い、データを収集、分析、評価できる機器であること。 （イ）システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。
④高効率空調機器	・従来の空調機器に対して30%以上省CO2効果が得られる機器であること。
⑤高効率給湯機器	・従来の給湯機器に対して30%以上省CO2効果が得られる機器であること。

* 令和8年2月末までに実績報告を提出することができる事業のみが補助金の交付対象となります。

3 補助対象者

次のすべてに該当する人を補助対象とします。（山口市カーボン・マイナス・シティ推進補助金交付要綱第4条）

- （１）次のいずれかに該当する者
 - ア 自ら居住し、かつ、所有する市内の住宅（常時居住の用に供する家屋。以下同じ。）に補助対象設備を設置する者
 - イ 自ら居住し、かつ、所有するために新築又は購入する市内の住宅に補助対象設備を設置する者
- （２）市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- （３）山口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者
- （４）補助対象設備について、国、岐阜県又は本市から別の補助金、交付金等を受領して事業を実施しない者

※太陽光発電設備・蓄電池・HEMSを申請する場合は、以下の要件も満たす必要があります。

- （５）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者
- （６）電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者
- （７）再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項（ただし、専らFITの認定を受けた者に対する事項を除く。）を遵守できる者
- （８）発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者
- （９）設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者
- （10）法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者

4 補助金額について

補助対象設備	補助金額・補助率
①太陽光発電設備	最大出力（kW表示の小数点以下切捨て）に1kW当たり70千円を乗じた額（千円未満切捨て）。5kW相当分を限度。
②蓄電池	蓄電池価格（工事費込み・税抜き）の1/3（千円未満切捨て）。5kWh相当分を限度。
③HEMS （エネルギーマネジメントシステム）	EMS価格（工事費込み・税抜き）の2/3（千円未満切捨て）。10万円を限度。
④高効率空調機器	高効率空調機器の価格（工事費込み・税抜き）の1/2（千円未満切捨て）。10万円を限度。
⑤高効率給湯機器	高効率給湯機器の価格（工事費込み・税抜き）の1/2（千円未満切捨て）。25万円を限度。

5 申請受付について

【受付期間】 令和7年5月1日（木）から令和8年1月30日（金）まで（土日を除く。）

※先着順で受付します。予算に達した場合には受付を終了します。

【受付時間】 平日8：30～17：15

【申 請 先】 山県市役所本庁舎1階 窓口番号3 市民環境課環境政策室

6 申請に必要な書類

「山県市カーボン・マイナス・シティ推進補助金交付要綱」に規定する様式により、必ず補助対象設備の発注・契約前に申請してください。（「要綱」「様式」は山県市HP参照）

● 交付申請

No	提出書類の名称	太陽光	高効率	備考
1	補助金交付申請書（太陽光発電設備用）様式第1号	○		
2	補助金交付申請書（高効率機器用）様式第1号の2		○	
3	対象機器の設置に係る見積書の写し	○	○	
4	対象設備の設置場所及び付近の見取図	○	○	・ 敷地の図面（1/100程度）に設備を設置する場所を明示 ・ 住宅地図等（1/1500程度）に住宅の位置を明示
5	対象設備の仕様書	○	○	・ 製品カタログ（コピー可）など
6	誓約書（申請者用）様式第2号	○		
7	誓約書（施工業者用）様式第3号	○		
8	発電電力の消費量計画書様式第4号	○		
9	従来の機器の設置状況及び品番を確認できる写真		○	
10	対象機器が補助要件に該当することを確認できる資料		○	・ 従来の機器に対して、30%以上省CO2効果が得られることが確認できる書類を添付（様式自由） 例：導入予定機器のメーカー等が作成する、既設機器と比較した場

				合の省CO2効果等の算定資料等。 →算定に使用した数値が分かる製品カタログなどの根拠書類を添付してください。
11	完納証明書	○	○	・「（市税の）完納証明書」を市税務課で取得してください（令和6年4月1日以降に発行したもの。）。
12	委任状	○※	○※	※様式自由 事務等代行者へ委任する場合のみ
13	蓄電池チェックリストおよび根拠資料	○※		※蓄電池の補助を申請する場合のみ
14	上記のほか市長が必要と認めたもの	○	○	

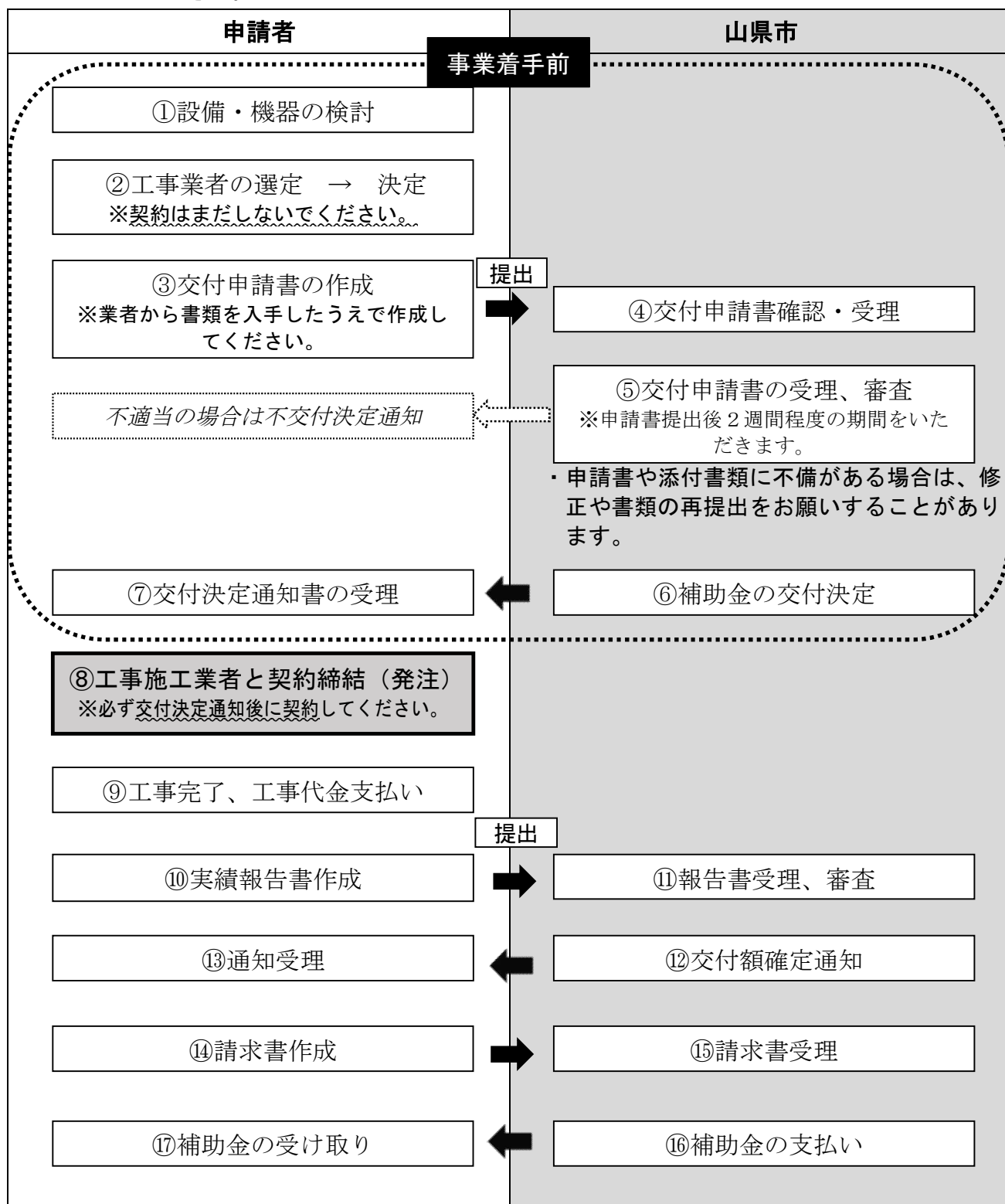
●実績報告

No	提出書類の名称	太陽光	高効率	備考
1	補助金実績報告書様式第9号	○	○	
2	補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し	○	○	
3	補助対象設備の保証書及び取扱説明書の写し	○	○	
4	電力会社との接続契約書及び売電又は買電に関する契約書等の写し	○※		※続契約及び売電又は買電契約等する場合のみ
5	補助対象設備の設置状況及び品番が確認できる写真	○	○	
6	上記のほか市長が必要と認めたもの	○	○	

10 申請の流れ（フロー図）

※必ず交付決定後に着手（発注・契約）してください（交付決定前の着手は補助金の対象となりません。）。

※山県市内に新築し、転入される場合には、実績報告書提出時までに入転手続きを行ってください。



・実績報告は、補助事業の事業完了日から起算して「30日を経過する日」又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書に関係書類を添えて報告してください。実績報告書の提出後に審査を行い、補助金額を確定します。

11 申請先・問い合わせ先

山県市 市民環境課環境政策室

〒501-2192 山県市高木1000番地 1 山県市役所 1 階 窓口番号 3

TEL : 0581-22-6828